

障害などの当事者が考える差別・配慮について (第8回)

病気に起因する障害も対象です

NPO法人 筋痛性脳脊髄炎の会 理事長 篠原三恵子

4月から障害者差別解消法が施行されましたが、難病や難治性疾患に起因する心身の機能の障害も、障害者差別解消法の対象であることを存じでしょうか。

難病患者の多くは、体力がないために活動を制限せざるを得ず、無理をすると悪化し、体調に波があるために継続的活動が困難です。さらに、体調が不安定で短時間しか活動できないなどの困難を抱えていますので、社会参加するためには、障害(病氣)の特性に応じて、一人ひとりの体調や体力に応じた合理的配慮が必要です。

私は平成2年に筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群(ME/CFS)を発症し、10年前からは寝たきりに近い状態です。26年に厚生労働省によりME/CFS患者の実態調査が行われ、寝たきりに近い重症患者が約3割もいるという深刻な実態が明らかになりました。昨年には障害者総合支援法の福祉サービスの対象疾患が拡大されましたが、依然ME/CFSなどの多くの難治性疾患が除外されています。そのため、ME/CFS患者は社会参加どころか、命を維持していくことさえできないほど重症化しても、必要な介護を受けられない方や、必要な車椅子を支給されず、月に1回の通院で体力を使い果たす方や、それすらできない方もいます。登校拒否と思われ

義務教育すら保障されなかった小児患者もいます。その他患者たちには医療を受ける権利、選挙権を行使する権利、働く権利など、他の人と平等に社会参加する権利が保障されていません。その上、ME/CFSなどの病氣による内臓障害は外からは見えないために、障害を理解されることが非常に困難です。

難治性疾患によって日常生活が支障をきたしているのに、病名により除外される難治性疾患があることは、差別ではないでしょうか。福祉サービスの対象は病名で区切らず、生活の困難さに応じて支援する仕組みに抜本的に変え、疾患によって生活のしづらさがあるすべての人に必要合理的配慮が提供されるようになることを願っています。

自立支援医療(精神通院)を利用している方へ

自立支援医療(精神通院)は、精神疾患およびてんかんによる通院のための医療費助成の制度です。

通常、医療保険では医療費の3割が自己負担ですが、この制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます。ただし、本人・世帯の所得や疾患などに応じて、月額自己負担上限額が設定されています。一定所得以上の方は、非該当になる場合があります。

更新手続き

自立支援医療制度(精神通院)を利用している方は、有効期間が終了すると、自立支援医療費の受給ができなくなります。継続する場合は、必ず更新手続きを行ってください。有効期間は、お手持ちの受給者証で確認してください。更新手続きは、有効期間終了日の3カ月前から、障害福祉課(市役所1階)で行うことができます。

スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)が創設されます

この制度は、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進め、セルフメディケーション(自主服薬)を推進するため創設されるものです。特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診などの、健康の維持増進および疾病の予防への取り組み(一定の取り組み)を行っている個人が、29年1月1日〜33年12月31日の間に、自己または自己と生計を同じくする配偶者その他親族のために、種々検診の領収証(原本、ま

たは検診の結果通知書(コピー)可、検診結果部分は不要のため、黒塗りまたは切り取ってください)と、スイッチOTC医薬品を購入した際の領収書の添付が必要です。また、この制度を適用する場合は、現行の医療費控除制度の適用を受けることができず、スイッチOTC薬控除が現行の医療費控除のうち、控除額が多い方を選ぶことができます。

詳しくは課税課 ☎470・7777 (内線2333) 2337へ。

高額医療・高額介護合算療養費支給申請の勧奨通知を送付します

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療保険(市の国民健康保険、後期高齢者医療制度、その他会社の健康保険など)と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担軽減を目的とした給付制度です。

世帯単位で毎年8月1日から1年間の医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担額の合計が、所定の自己負担限度額を超える場合に支給対象となります。申請を行って認められると、所定の自己負担限度額を超えた分が、医療保険と介護保険のそれぞれの制度から支給されます。

※計算の結果、500円以下申請書、市の国民健康保険

下の場合は支給されません。【勧奨を行う計算対象期間】27年8月1日〜28年7月31日【申請先】28年7月31日現在で加入していた医療保険【申請方法・問い合わせ先】2月以降、国民健康保険については支給対象世帯へ、後期高齢者医療制度については支給対象者へ支給申請の勧奨通知を送付します。同封の申請書に必要事項を記入の上、次の通り申請してください。なお、申請書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です

①国民健康保険に加入の方
②申請書、市の国民健康保険750へ

学童保育所の嘱託・臨時職員募集説明会

【日時】2月3日(金)午後1時〜3時
【会場】市役所6階601会議室
【内容】学童保育所について、児童厚生員(嘱託員・臨時職員)の仕事の内容、応募資格など
【対象】関心のある方
当日直接会場へ。
詳しくは児童青少年課 ☎470・7735へ。

健康課臨時職員(事務)募集

【任用期間】4月1日(土)〜9月30日(土)。更新の場合あり
【勤務時間】月に13日程。午前9時〜午後5時の7時間(社会保険なし)。出勤日は応相談
【勤務内容】電話対応、パソコンを使用した入力作業やデータ集計、各種事業調整など
【応募資格】パソコンでワード、エクセルが使用できる方
【募集人数】若干名
【賃金】市の規定による。交通費相当額は別途支給
申し込みは2月14日(火)までに事前連絡の上、履歴書(写真貼付)を健康課(滝山4ノ3ノ14)へ直接持参してください。書類選考と面接の上、詳しくは同課 ☎477・0013へ。

児童厚生員(非常勤嘱託員)募集

【任用期間】4月1日(土)〜30年3月31日(土)、更新可
【勤務時間】祝日を除く月曜(土曜日)、月12.4時間以内(変則勤務あり)。学童保育所は午前8時15分〜午後6時、児童館は午前8時半〜午後7時15分の間の4〜7時間のシフト勤務
【勤務内容】学童保育所または児童館における児童の保育補助など
【賃金】29年度は時給1030円。交通費相当額は別途支給
申し込みは履歴書(写真貼付)を直接児童青少年課(市役所2階)へ持参してください。詳しくは同課児童青少年課 ☎470・7735へ。

学童保育所・児童館の臨時職員(登録制)募集

登録は常時受け付けています。【勤務時間】祝日を除く月曜(土曜日)、月75時間程度(変則勤務あり)。児童館は月120時間(年に3回程度、日曜日の勤務あり)。学童保育所は午前8時15分〜午後6時、児童館は午前8時半〜午後7時15分の間の4〜7時間のシフト勤務
【勤務内容】学童保育所または児童館における児童の保育補助など
【賃金】29年度は時給1030円。交通費相当額は別途支給
申し込みは履歴書(写真貼付)と、教員免許を持つ方は免許の写しを、〒203-8555、市役所指導室宛て郵送または直接同室(市役所6階)へ持参してください。詳しくは同室特別支援教育係 ☎470・8032へ。

被保険者証、認め印を保険年金課国民健康保険係(市役所1階)へ持参を。詳しくは同係 ☎470・7733へ

②後期高齢者医療制度に加入の方
③会社の健康保険などに加入の方(①・②以外)
④介護保険の自己負担額証書に必要事項を記入の上、次の通り申請してください。なお、申請書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です

①国民健康保険に加入の方
②申請書、市の国民健康保険750へ

【注意】有効期間を過ぎてからの再開申請や、前回の更新時に診断書無しで手続きをした方は、診断書の提出が必ず必要です。また、「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方は、前回更新時に診断書を提出した場合でも、手帳更新のために診断書が必要となる場合があります。診断書の提出が必要か不明の方は、同課へご相談ください。

【注意】有効期間を過ぎてからの再開申請や、前回の更新時に診断書無しで手続きをした方は、診断書の提出が必ず必要です。また、「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方は、前回更新時に診断書を提出した場合でも、手帳更新のために診断書が必要となる場合があります。診断書の提出が必要か不明の方は、同課へご相談ください。

【注意】有効期間を過ぎてからの再開申請や、前回の更新時に診断書無しで手続きをした方は、診断書の提出が必ず必要です。また、「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方は、前回更新時に診断書を提出した場合でも、手帳更新のために診断書が必要となる場合があります。診断書の提出が必要か不明の方は、同課へご相談ください。

【注意】有効期間を過ぎてからの再開申請や、前回の更新時に診断書無しで手続きをした方は、診断書の提出が必ず必要です。また、「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方は、前回更新時に診断書を提出した場合でも、手帳更新のために診断書が必要となる場合があります。診断書の提出が必要か不明の方は、同課へご相談ください。